

上手な受診で、老人医療を大切に！

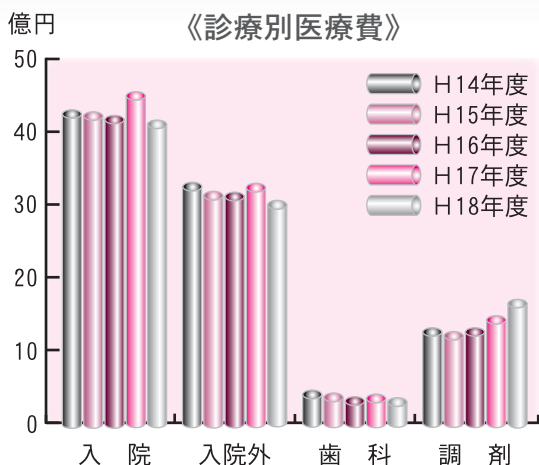
□老人保健制度

75歳(一定以上の障害のある方は65歳)以上の方が病院などにかかるときは、「老人保健制度」で医療を受けます。

この制度は、高齢者が医療を受けたときの負担を軽くするための制度で、医療を受けたときの自己負担割合は1割(一定以上の所得者は3割)です。

□上手な受診で健康づくり

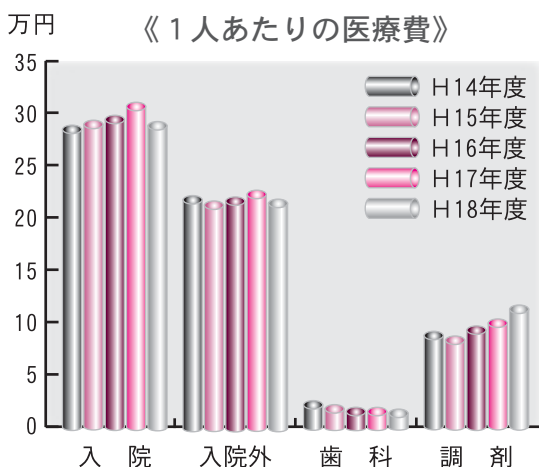
- 定期的に健康診断を受け、病気の早期発見と早期治療を心がけましょう。
- 医師を信頼して、指示を守りましょう。
- 「かかりつけ医」、「かかりつけ薬局」をもち、病歴や薬歴、体質などを把握してもらいましょう。
- 重複受診は控えましょう。



診療別医療費

区分	入院	入院外	歯科	調剤	合計
H14年度	42億0642万円	32億5608万円	3億5821万円	12億5754万円	93億9781万円
H15年度	41億9377万円	30億7827万円	3億3448万円	12億0281万円	91億7172万円
H16年度	40億8735万円	30億1578万円	3億1245万円	12億4407万円	90億3256万円
H17年度	44億5773万円	32億7110万円	3億3331万円	14億2991万円	99億0961万円
H18年度	40億3056万円	29億8675万円	3億0300万円	16億8397万円	93億3788万円

※合計額には、老人保健施設費、食事療養費などが含まれます。
※平成17年度に土浦市と新治村が合併しています。



1人あたりの医療費

区分	入院	入院外	歯科	調剤	合計
H14年度	28万3000円	21万9000円	2万4000円	8万4000円	63万2000円
H15年度	29万0000円	21万3000円	2万3000円	8万3000円	63万5000円
H16年度	29万4000円	21万7000円	2万2000円	8万9000円	65万0000円
H17年度	30万4000円	22万3000円	2万2000円	9万7000円	67万7000円
H18年度	28万8000円	21万3000円	2万1000円	12万0000円	66万7000円

【老人保健制度で一定以上の障害がある方の認定方法】

次の書類で障害の状態を確認のうえ、認定します。

①身体障害者手帳

- ・身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する方
- ・身体障害者障害程度等級表の4級の音声機能または言語機能の障害に該当する方
- ・身体障害者障害程度等級表の4級のうち、下肢障害の1号、3号または4号に該当する方

※4級下肢障害のうち、膝関節および股関節障害は非該当

②精神障害者手帳

精神保健および精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する障害等級の1級または2級に該当する方

③療育手帳

療育手帳制度要綱の規定による障害の程度が重度に該当する方「Aまたは㊸」

④障害認定証書など

平成20年4月1日から「**後期高齢者医療制度**」がスタートします

老人保健医療受給者の方は、現在加入されている国民健康保険や被用者保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入(移行)することになります。

後期高齢者医療制度について出前講座を行います

対象者／おおむね10人以上の団体・グループ

開催時間／月～金曜日(祝日、年末年始は除く)の午前9時から午後9時まで(2時間以内)

開催日／事前にご相談ください。

会場／申し込む方が、市内の公民館・集会所などを用意してください。

申問 国保年金課医療福祉係 (☎内線2435)